

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	2月21日	3月18日	耕作放棄の農地の活用について	<p>田は、日当たりが大変良いために、太陽光発電設備を作ってくれる業者がありましたので、農業委員会に太陽光発電設備の設置の相談に行ったところ、農地には太陽光発電は作れないということでした。また、3メートルの支柱を立てて、営農しながら太陽光発電設備を作ることは可能ということですが、営農そのものが高齢のためにできないのですから実質的に対応できません。</p> <p>今、再生エネルギーが重要な時期にも係わらず、国土が有効活用されずに疲弊させられています。周りの農家も高齢化が進み田を借りてくれるところもありませんし、購入してくれるところもありません。この農地(国土)は有効に活用できるのに活用されない状況で、ただ生活を苦しめかねない状況になってます。農業は大事ですが、後継者のいない耕作放棄の農地は、別な利用方法も検討されるべきです。</p> <p>なんとか、太陽光発電設備が設置されるようにしてください。</p>	個人	農林水産省
2	2月26日	3月18日	農地におけるソーラー売電事業の内、地目が農地の法面の規制緩和と、1種農地の規制緩和を希望します。	<p>構造改善が終わっている1種農地の、地目が農地の法面へ、ソーラー売電事業を計画しました。市役所の農業委員会へ相談しましたところ、10年経つと撤去しないといけならしいとのこと。法面は、作物は作れないのに、草木の管理(草刈や除草剤の散布)に労力がかかります。ソーラーパネルを並べれば影になり、草は育ちにくくなり管理も楽になります。</p> <p>利用価値のない場所が、発電所になりエネルギーと利益を生み出します。</p> <p>是非法面でソーラー売電事業が出来るように、規制緩和をお願いします。</p> <p>もうひとつは、最近後継者不足と高齢化により、不耕起農地が増えています。露地の1割とか2割位は1種農地へでも、ソーラー売電事業が出来るよう、英断下さい。</p>	個人	農林水産省